

第
1
章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の合計特殊出生率は、戦後の第1次ベビーブーム期以降急速に低下を続け、平成17年に1.26となりました。平成23年から平成29年の合計特殊出生率は1.41から1.45の間で推移していますが、分母となる15歳から49歳の女性が減少しているため、出生数は減少を続けています。現在の人口を保つための合計特殊出生率は2.07と言われており、わが国の人口は減少しつつあります。

全国的に進む少子（高齢）化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

平成15年7月、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とする「少子化社会対策基本法」と、地方公共団体および事業主に対し次世代育成支援対策の実施に関する行動計画策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。「次世代育成支援対策推進法」は平成17年度から平成26年度までの時限立法であったため（一部は平成36年度まで延長）、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に公布されました。「子ども・子育て支援法」では、地方公共団体に子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け、消費税率引き上げによる増収分のうち7,000億円程度の財源を子育て支援事業にあてるとしています。なお、消費税率の引き上げは2度延期された後、令和元年10月から10%となりました。これに伴い、令和元年5月、「子ども・子育て支援法」が改正され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が、令和元年10月から無料になりました。

安八町においては、『若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり』を重要施策のひとつとして、児童を心身ともに健やかに育成するため、各種子育て支援事業を展開してきました。そのため、平成25年までの本町の合計特殊出生率は、全国平均を上回っていましたが、近年になって全国平均並みになってきました（13頁参照）。

この「第4期あんばちっ子すくすくプラン」は、安八町第五次総合計画の下に、安八町で生まれ、安八町で育っていく子どもたちを安八町の宝とし、子どもを産み育てたいと願う人たちをみんなで応援していく取組みを進めることを目的として策定し、子どもと子育て家庭を応援していきます。

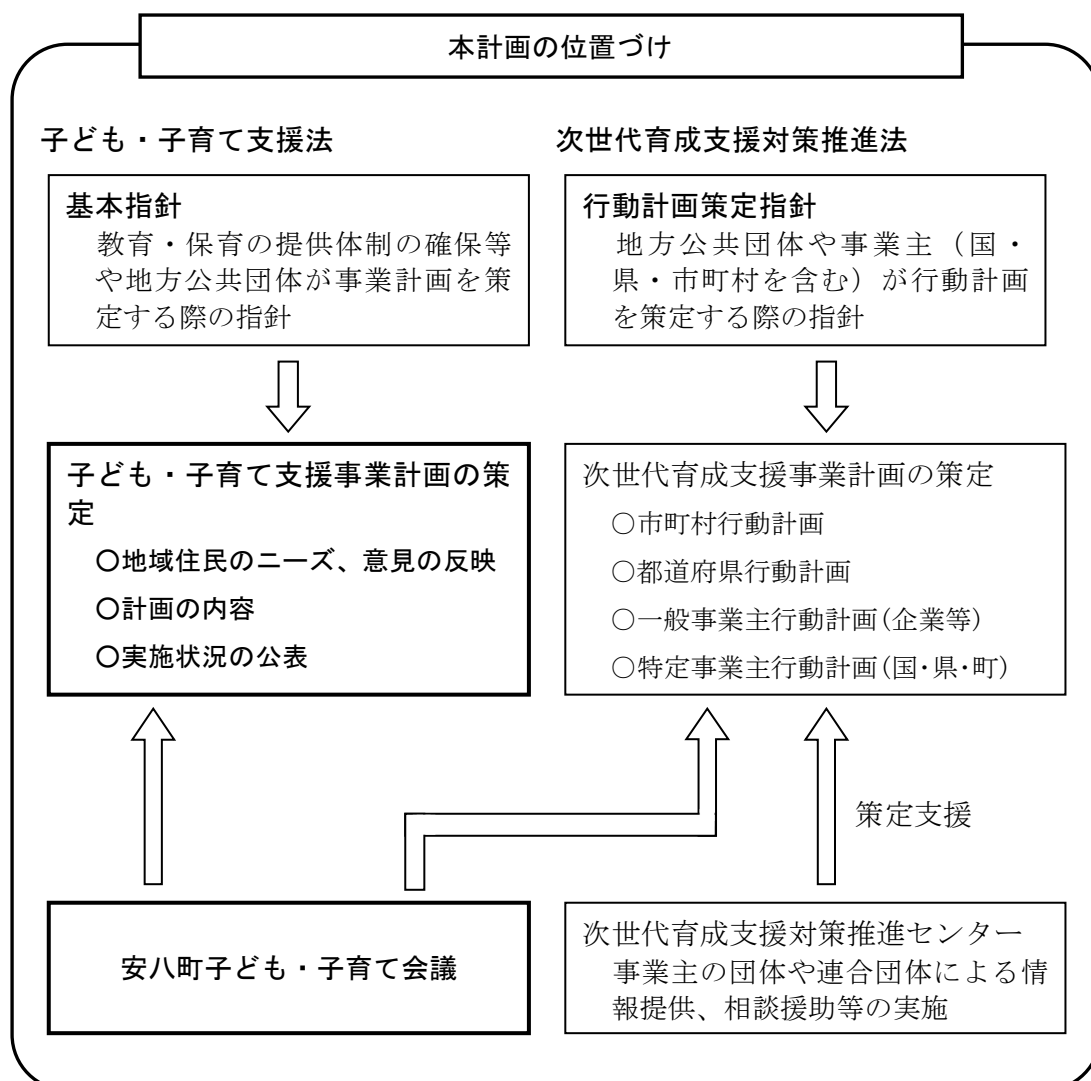
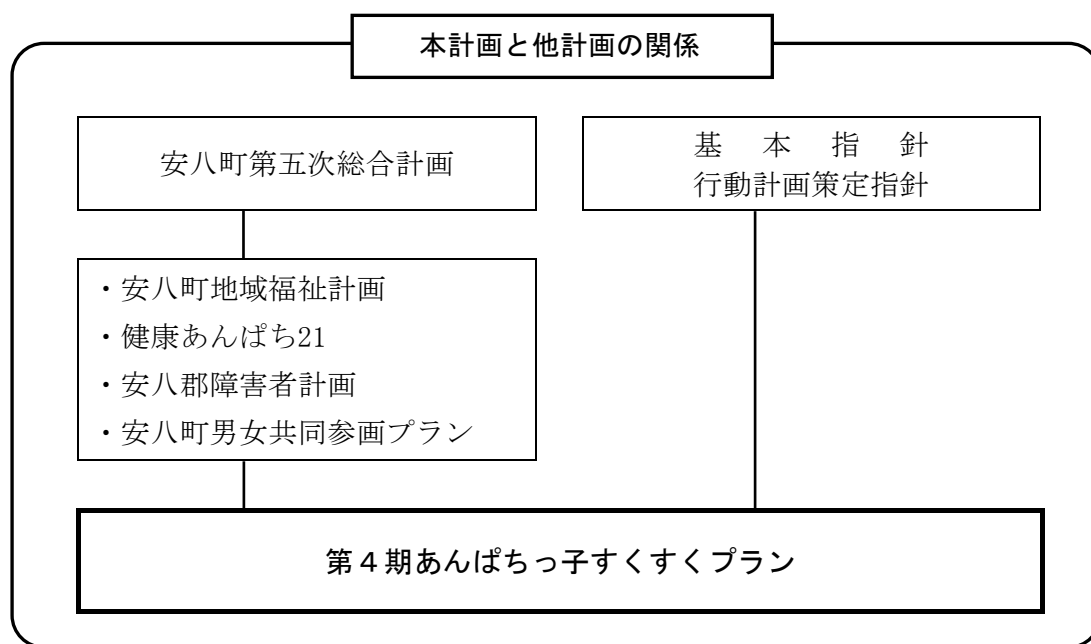
2 計画期間

この計画は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」（第2期）および「次世代育成支援行動計画」（第2期後期計画）であり、本町においては「第4期あんぱちっ子すくすくプラン」といいます。

法 律	次世代育成支援行動計画（第 1 期）										子ども・子育て支援事業計画									
											第 1 期					第 2 期				
	前 期 計 画					後 期 計 画					次世代育成支援行動計画（第 2 期）									
											前 期 計 画					後 期 計 画				
安 八 町	あ ん ぱ ち っ 子 す く す く プ ラ ン																			
	第 1 期					第 2 期					第 3 期					第 4 期				
	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度

3 計画の位置づけ

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。
- ② この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画であり、行動計画策定指針に即して策定しました。
- ③ この計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項の「市町村における子どもの貧困対策についての計画」の内容を含みます。
- ④ この計画は、「安八町第五次総合計画」はもちろんのこと、「安八町地域福祉計画」「健康あんぱち21」「安八郡障害者計画」「安八郡障害児福祉計画」「安八町男女共同参画プラン」などの本町の関連計画や、他機関の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。
- ⑤ 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の関係は、次頁の本計画の位置づけのとおりです。なお、子ども・子育て支援事業計画の策定は、市町村等に対する義務規定であるのに対し、次世代育成支援行動計画の策定は努力規定とされています。



4 計画策定の手順

この計画の策定にあたっては、次のような手順を踏まえて策定します。

